

欧州新興市場における「市場と国家」に関する一考察

池 本 修 一

March, 2021

1. はじめに

1989年の東欧革命によって、中東欧諸国は社会主義体制が崩壊し、市場経済メカニズムと民主主義議会制度に基づく体制に体制転換した。各国固有の初期条件が異なるために各国の政治経済制度は均一ではないものの、EU加盟を前提にその収斂条件をクリアーするための改革を進めていたために、欧米で共通に認識されていた政治経済体制の枠組みの中で改革が進められた。しかしながら、①近年の中国の目覚ましい経済発展が、自由と民主主義体制を前提とした改革とはいいがたく、いわゆる共産党一党独裁体制の堅持の下での経済発展が現在まで続いていること、②さらに透明性の高い民主主義体制の進展が経済発展の前提条件であるとの「幻想」が打ち砕かれつつあること、③数年前から中東からの移民急増による欧州の社会不安などに起因する欧州ポピュリズムの台頭によって、これまでの共通認識であった欧州での民主主義の進展と福祉国家の確立が危ぶまれている。そこで本論では、社会主義体制国家であった欧州新興市場国をケーススタディにして、国家と市場の関係について政治経済的に検討し、欧州新興市場国がどのような体制を目指すのか考察することを目的とする。

2. 議論の前提：市場か政府か

東欧革命直後の1990年に、チェコ政府財務大臣のクラウスや経済大臣のディバの執務机の上にジェフリー・サックスの未定稿が置かれていた[J. Lipton, J. Sachs (1990)]。このペーパーは、いわゆるショックセラピーと呼ばれる急進的改革のシナリオの一つであり、当時のマクロエコノミストのバイブルの一つと言われたものである。その中にはハンガリーの経済学者ヤノシュ・コルナイの主張を援用して、所有形態が公有で社会主義の倫理が浸透している限り、企業と政府の間のソフトな予算制約関係が存続するので、効率的な企業経営が実現しないこと、そしてそのために非共産党政権の成立と国有企業の私有化が必要であるというのがコルナイの考え方であるが、サックスはそのコルナイの主張に加えて、社会主義体制の元凶は国有企業であり早期の私有化が喫緊の課題であるとペーパーで主張した。こうした論理は、当時のIMFや世界銀行の体制移行の方針に合致し、いわゆるネオリベラリズムの世界的な流れの中で中欧、旧ユーゴスラビア、ロシア、中央アジア

¹本論文は2017年—2019年度日本大学経済学部中国アジア研究センター研究プロジェクト『ユーラシア新興市場国における国家と市場：中国、ロシア、中東欧諸国の比較研究』の成果の一部である。

まで波及した。そして、市場メカニズム、議会制民主主義と自由主義に基づく政治経済制度の下で経済は発展するという急進的改革路線が一時は広まった。

各国の固有の条件を考慮しないこうした考え方は、経済改革実施初期段階から疑問視する声が高かったが、ポーランド、チェコ、ロシアなどで急進的改革が実施されることとなったものの、結果的に長続きはしなかった。それでも当時は急進的でないにしても自由主義と民主主義に基づく政治体制は経済発展には不可欠であるとの考え方は内外の専門家の間では強かったと思われる。サックスとともに急進的改革を支持する論客として有名なオスルンドの考え方も同様の流れの中で認識される[オスルンド(2020)]。なぜこうした急進的改革への支持が強かったのだろうか？ 当時を振り返るといかなのような背景が考えられた。

(1) 社会主義経済体制から資本主義体制への転換は、これまで人類が経験していない未曾有の大実験であり、体制の抜本的転換に伴う「コスト」をできるだけ小さなものに抑えることが、各国共通の課題であろう。

(2) また社会主義崩壊要因の一つには、戦後40年間の社会主義体制によって西側諸国に追いつけないまでの経済格差をつけられたとの国民の心理的不満があった。そのため体制移行初期段階で新政権は社会主義経済体制にかわる新たな経済体制を早急に構築し、西側諸国の経済水準に出来るだけ早くキャッチアップするのが使命とする期待があった。

(3) そこで転換に伴う経済停滞や生活水準の低下を長期化させないために、早急に改革を遂行させようとするのが急進的改革であり、逆に改革を早急に実施することによる混乱をできるだけ抑えるため段階的に改革を実施することが結果的に「コスト」を最小化させると考えるのが段階的改革である。

改革実施のスタート地点である89年当時、IMFなど国際機関の支持もあり、マネタリズム理論に基づいた急進的改革は、改革を是々非々で段階的に実施する段階的改革よりも、プログラムが首尾一貫しているだけでなく、諸政策実施の日程や目標値も設定しやすい、前述のように革命新政権についての若手の経済官僚は急進的改革に飛びつく傾向にあった。

こうした背景から経済改革担当者は、どちらの改革路線を選択するにせよ、自由主義や民主主義と相反しない経済体制として資本主義経済体制への移行を目指し、西側の経済支援が改革に不可欠であると認識した。特にポーランド、チェコ、ロシアなどでは改革初期段階において、市場経済化に急進的手法を採用した。ではなぜ急進的改革路線をこれらの国々は選択したのだろうか、その要因を整理してみた。

(1) 改革担当者とりわけ30、40代のエコノミストは社会主義や計画に対する反発が強く、ケインズ経済学的手法や政府主導による経済政策の実施さえも旧計画経済システムの焼き直しにすぎないと強く反発する強硬派もいた。したがって社会主義体制崩壊直後はその反動から反社会主義、反計画経済のイデオロギーが支配的で、市場経済メカニズムの全面的導入というマネタリズムの手法が支持されやすかった。

(2) これまで全く経験したことのない社会主義体制から市場経済体制への移行という壮大

な実験の指針もなければ、西側先進国の政策遂行者のような経験も欠けており、改革実行者の間にはマクドナルドのマニュアルのような簡明な改革プログラムが必要であった。このようなノウハウを有するのは、発展途上国に対して経済安定化政策や構造調整政策の導入を指導してきたIMF・世銀であった。両組織の路線は基本的にはマネタリズムであり、東欧革命後多数の調査団が東欧各国を訪問して基本的に同様の路線を踏襲したマニュアルを各国に提示した。

- (3) 各国ともに総選挙を控え、国民に簡明で、首尾一貫した政策の発表とその早期実行が政治的な最重要課題となり、その際、IMF路線に基づくプログラムに代替しかつ急進改革派を説得するだけの他のプログラムが政府内で提示されなかった。
- (4) 西側先進国は、東欧諸国に対する経済支援の前提条件として経済改革の指南役であるIMFと各国政府が改革路線に関して合意することで一致しており、各国においてIMFの発言は無視できなかつた。さらに東欧各国は西側先進諸国との経済的な関係の再構築を希求しているが、これはブレトンウッズ体制への参入を意味しており、その点からも同体制の中核であるIMFを軽視できない状況にあった。
- (5) 1980年代を通じて先進国では政府の規制緩和、国有企業の私有化、金融の自由化など自由化、市場経済の活性化が唱和された時代であり、90年代に入ってから世銀は規制緩和、私有化といったテーマを重視していた。

以上のように急進的改革路線（ショックセラピー）をロシア・中欧における若手の改革責任者たちが支持した背景には89、90年当時の歴史的状況が大きく影響していると思われる。かつては自主管理社会主義や北欧型の社会民主主義的な経済体制を支持してきたエコノミストが東欧革命以後、マネタリストに変身しているケースも少なくない。これはまさしく急進的改革が一種の流行のようなところがあったことを物語っている。

こうしてIMFや世界銀行が主導して急進的改革構想が、移行国政府に提示され、それに沿って改革が実施された。それに対しハンガリーでは主流であったがチェコでは少数派として排除された段階的改革はどのような主張をしたのであろうか、その見解を整理したい。

まずビロード革命当初の経済担当第一副首相であったコマーレクは以下のように論じて急進改革派を批判している。「我々は理論的にシミ1つないエレガントな経済モデルをチェコに適応させることはできず、それによる国民の信頼を失うことはできない。・・・我々はこの（市場経済への移行という）目標をゆっくりと、しかし、しかるべき金融財政に関する強固で必要な手段と規制を熟慮して達成する。また国家が統制できないようなインフレと多くの失業を防止しなければならない。・・・特に年金生活者や若年家族に対する価格引き上げによる保障は実施されなければならない・・・（急激な）開放政策は製造業に強力な圧

力をかけることになる。²⁾

このようなコマーレクの急進改革派への批判は、一貫して価格自由化によるインフレ、経済の開放（貿易の自由化、通貨交換性の回復）による工業特に製造業の生産落込み、不況・機構改革による失業の問題に集約されよう。かれは価格自由化、国内通貨交換性の回復によるインフレと通貨切下げによる影響を次のように説明している。価格の引き上げが全ての領域で正常な需給の関係で決定されるとは限らない。国有企業がいまだに非国家化されておらず、また高度な独占体制が残存しているため、価格が恣意的に設定される傾向がある。また土地、住宅の賃貸料も私有化される以前の体制では価格が低く評価されている。通貨切下げになっても国際競争力のない国内企業の最終財の輸出量が増加するとは見込めず、逆に独占企業で生産される原料、中間財が西側に輸出される傾向が強くなる。そうなれば国内産業の原料・中間財供給が減少し、特に製造業に大きな打撃を与えることになる。したがって価格の自由化と通貨交換性の回復は段階的に実施しなければならないと主張している。

同様に段階的改革派マチェイカは、コマーレク同様、価格の自由化は企業間の競争が前提条件でありチェコのように高度な独占体制が40年間存続している条件の下では、大規模な国有企業を分割するのに長い時間を要すると主張している。ソ連からの輸入原油価格の上昇など対外的にも困難な状況での価格・貿易の自由化は、より深刻な経済危機を招来すると厳しくクラウスらが唱える静学的均衡を追求する経済改革に反対している。総需要抑制策によるインフレ、失業などで政府の支持率が下がるのは必至であり、ますますクラウス主導の経済改革の実行が困難となり、経済改革成功の確率は低いと主張した。

それではコマーレクらの構造主義者はどのような経済改革シナリオを描いているのか。

第1段階は現行国内市場を維持、保護しながら、輸出補助金などで輸出を奨励し、ハイテク、バイオテクノロジーなどの分野の新規産業を育成する。

第2段階は国内の産業構造改革を断行する。重厚長大で、原料・エネルギーの浪費的な産業、公害の原因となる産業を縮小・整理する。また技術開発、品質向上のため傾斜投資を行う。

最終段階で、価格、為替レート、賃金、税率などの段階的規制緩和と同時に、個人企業の育成、国有企業の非国家化を実施する。最終的に大部分の国有企業は株式会社に移行させる。通貨の完全交換性は、国内産業が十分な国際競争力を有してからIMF 8条国に加盟する。

以上のような中欧の政策現場での論争とは別に、欧米の学会でも支援の観点から短期間にパッケージで諸政策を導入しようとする急進的改革が社会的混乱を招くとの批判が出ている。大野は以下のように急進的改革構想を批判する[大野(1996)p. 106-111]。

第1に急進的改革がマクロ経済政策に重点をおいて経済の安定化をめざしているが、段階的改革派はマクロ経済安定化よりもミクロ制度改革（企業その他）を重視する。社会主義

²⁾ 改革論争の詳細は池本修一「模索のチェコスロヴァキア経済改革」『世界』1990年12月を参照。

下でのソフトな予算制約をハードに転換することが企業活性化の根底にあると考える。もちろん正常な財政金融制度の確立が不可欠であるが、企業を私有化などで自由の波にさらす前に、税制の整備と同時に企業の予算ハード化が浸透するまで、中央のコントロールを維持するというものである。

第2に急進改革派は、私有化後の企業でなければ決して予算のハード化は実現できないとして、急進的私有化を強行した。これは所有権が明確で取引費用が無視できるならば、経済主体の交渉を通じてパレート効率な配分が可能であるとする「コースの定理」に基づいた議論に基づいているのであるが、しかしこれは、取引費用や交渉にコストがかかる場合には、パレート効率的配分がかならずしも達成できないことを明らかにしたとも解釈でき、実際にスティグリッツは、現実世界ではこうした前提は「非現実」であるとコースの定理が成立しないことを指摘した。段階的改革派は、こうして所有権を国有のまま企業改革を行う可能性を探ることとなった。

しかしながら改革当初のチェコでは、急進改革派の勢いが強く、国有や国家主導という言葉にさえアレルギーを感じる若手エコノミストが権力を握ったため、急進的私有化が強行された。結果的にはこの急進的私有化が企業のリストラや経営効率の視点から大きな成果をあげていないのであるが、企業リストラと私有化のどちらが先かという議論を、クラウスは「卵が先か鶏が先か」の議論と同じで無意味であると揶揄した。

第3に、急進的改革によって生産が激減し国民生活を困窮化させることが、社会不安やナショナリズム運動の契機となるため、私有化など移行の速度を遅らせて、非効率な国有企業の改革を遅らせても、生産の激減を回避しようとする主張である。これに対し、急進改革派は国有企業が政治的にも経済的にも「移行」の最大の敵であるとして、短期間での国有企業解体を主張している。

こうして急進的改革派と段階的改革派の論争は、チェコにおいて急進的改革派のクラウス首相が1997年11月に更迭されて一応の「幕」を閉じることとなった。2000年6月にチェコを訪問した著者は、クラウス政権を引き継いだ社会民主党政権内で新たな経済政策立案に関する勉強会に参加させてもらった。そこでは講師であるスティグリッツ世銀副総裁が、ワシントン・コンセンサスによるプログラムの画一的な移行国への導入に疑問を呈し、緊縮的なマクロ経済政策と同時に、政府の役割の再評価とフォーマル・インフォーマル両面での制度構築の重要性を強調していた。

以上がチェコを事例とした急進的改革と段階的改革の論争であるが、こうした論争は、実はソ連邦が成立した1910年代の欧州において経済計算論争として繰り広げられていた、社会主義は実現可能なのか、計画経済は現実的なのだろうか、市場メカニズムは有効なのかといった論争であった。次節では簡単にその論争を紹介する。

3. 社会主義経済計算論争とハイエク³

上記のような改革論争は、当然ながら技術的な政策運用が主要議題ではあったが、これまで検討してきた改革論争の原理的な面に注目すると、20世紀前半から議論されてきた「社会主義経済計算論争」に通底する問題を孕んでいるように思われる。もちろんここでは社会主義体制の是非を議論する場ではないが、たとえば市場の特性や政府の役割、すべてを市場にまかすのか、それとも人間が社会を設計するのか、というような原理的問題に行き着くのではないだろうか。そこで簡単に社会主義経済計算論争について市場の特性を論じたハイエクを中心に整理してみたい。

社会主義経済計算論争は、1920年代よりはじまった社会主義経済体制が機能するか否かについての論争であり、ロシア革命によって設立したソビエト社会主義連邦共和国とドイツ、オーストリアでの社会民主党の台頭を契機としている。社会主義経済体制不可能派の代表はミーゼス、ハイエクであり、社会主義経済体制擁護派の代表はバローネ、ランゲをあげることができる。

この論争では社会主義経済体制擁護派のランゲは、消費財と労働市場の存在、消費者選択を前提に、計画当局が暫定的な計算価格を公有企業に提示し、他方企業は利潤極大化行動、つまり限界費用= 価格というルールのもとで反応し(行動し) 、計画当局は財の需給に応じて価格を変動していけば、ちょうど市場経済におけるワルラス的均衡を可能にし(試行錯誤法) 、必ずしも数百万本もの方程式を解く必要はないと反論した。こうしてランゲは、社会主義計画経済でも市場経済と同様に試行錯誤法によって、効率的な資源配分が可能であることを明らかにした。さらに社会主義経済は、所得配分の平等化、資本蓄積の計画性、恐慌や失業など景気変動の統御等の点で、資本主義経済より優越であると論じた。

これに対し、ハイエクは、1930年代後半よりランゲに対して再び反論を試みた。その概要は以下の通りである。

- (1) 社会主義計画経済に競争原理を導入することは、計画経済の原理と矛盾する。
- (2) 試行錯誤法は、静態的均衡の枠内では論理的に可能であるが、現実世界での動態的条件の下では、計画経済下の試行錯誤法は市場経済に劣る。
- (3) 「標準化され得ない財」に関しては、計画当局の価格設定は困難である。ここでいう標準化され得ない財とは、個々の注文を受けて特別の契約のもとに生産されるような資本財を一般に指す。

³ 社会主義経済計算論争に関しては数多くの文献があるが鈴木興太郎(1982)『経済計画論』第1章が簡潔にまとめられている。体制移行に関しては、中兼和津次「社会主義経済の崩壊と経済体制論」『経済学論集』東京大学、1993年1月、vol.58, no.4、盛田常夫『体制移行の経済学』新世社、1994年を参照。また根井雅弘「21世紀の経済学」講談社、1999年、は平易に解説している。

以上の3点のうち、第2点および第3点が注目されよう。それはランゲとハイエク両者の想定する「市場」の視点が異なっているからである。ミーゼス、ハイエクらオーストリアン学派は市場を均衡的、静態的なものと捉えずに、より動的で不均衡であるものの、均衡化への動きを持つとみなしている。これに対しランゲは、市場を単なる需給均衡の場、そのための情報処理の場と考えていたのに対し、ハイエクは、市場を参加者にとって新しい「知識」を獲得する場すなわちハイエクのいう『発見過程』と見なしていた。これは現在ではきわめて重要な論点であろう。

以上の論争を振り返ると、社会主義経済計算論争は、社会主義経済体制の存在に関するさまざまな思想が生み出されただけでなく、市場とはどういうものかという根源的な問題を検討し、市場の本質に対する認識が一層深まったのである。

ハイエクは「科学的知識」や「選ばれた専門化がもつ知識」以外に「非常に重要であるが系統だてない一群の知識、すなわちある時と場所における特定の状況についての知識」が重要であると強調する。この知識は、市場への参加過程でしか獲得できないし、またそうした知識があるから市場に参加できると説く。こうした知識は計画経済で計画当局が集める「知識」に集約できない。ハイエクによると市場とはこうした発見の過程なのである。その後、ハイエクは、社会主義計画経済批判のレベルを超えて市場論を発展させ、ケインズの経済思想さらに新古典派を批判するようになる。これが本章の改革論争に通底する点であろう。ハイエクは、経済政策を一部の人間が設計管理する社会主義あるいはケインズ背策を代表とする「設計主義」に懐疑の目を向けただけでなく、新古典派が想定する市場均衡や資源配分の効率性なども、机上の理論であるとする。

資本主義体制も、ハイエクによれば、それぞれの地域での歴史的固有性に基づく自生的秩序の形成が基本条件であり、こうした文脈からは、人工的で短期間での市場形成は実現困難であるという結論が導かれる。したがって体制移行初期段階で、IMFや各国の急進改革派が、社会主義体制から資本主義体制への移行をパッケージとして短期間に実施しようとした試みは、現実的でないのである。

4. 開発経済学の視点

これまで検討してきたように、市場と国家（あるいは政府・計画経済）の論争は時代とともに変化してきている。現在においても、IMF・世銀の内部では市場重視の新古典派アプローチが主流を占めているようであるが、1997年版「世界開発報告」では、これまで以上に政府の能力と制度の機能について積極的な見解が盛り込まれた。大野は「政府は小さければ小さいほどよいとした1980年代の極端な市場偏重はほとんど影を潜めてしまい、途上国政府に開発のための自助努力を期待する日本政府のとの距離はかなり縮まったといえよう」と評価している[大野(1996)]。

一方、日本における開発経済学では、市場経済がある程度発達した中所得国については、

自由市場に依存した経済運営が効率的であっても、市場が未発達な「慣習経済」では資源配分の大きな部分を政府の計画や指令に頼らざるを得ないという、石川に代表される見解がある。

さらに市場が未発達であれば、政府が市場機能の有効な働きを支える制度的基盤の整備を担わなければならないというのが速水の見解である。加えて政府系開発援助機関では、日本や韓国などの「新開発主義的市場経済」の成功に基づき、開発政策における政府の役割をもっと重視する見解がみられる。渡辺は、開発途上国が「内外の厳しい条件で急速な経済発展を試みようというのであれば、権威主義的な政治体制と開発戦略は避けられない。・・・（しかし同時に）・・・権威主義体制のもとでの開発戦略が成功裡に進められるならば、その帰結として、権威主義体制それ自体が『溶解』する」と、過渡期という条件があるものの権威主義的体制容認論を論じている。これは途上国だけでなく、現在の中国、ロシアや中央アジアなどの移行プロセスを分析する上で適応可能なアプローチかもしれない[渡辺(1995)]。

移行国における経済改革初期段階で、新古典派アプローチに基づいた改革プログラムを提示するなど大きな影響を及ぼしたサックスでさえ、もともと画一的な新古典派流の開発哲学に一定の距離を置き、「新古典派アプローチは経済学のモデルとしては正しいが、それを実行するためには政治的な条件を考えなければならない」とIMF・世銀の開発哲学を批判してきたのである。

このように移行経済を分析する際に、IMF・世銀の開発哲学が大きな意味を持つことが明らかとなったと思われる。そもそも移行経済学と開発経済学の垣根はなく、移行経済学と開発経済学との共通領域が多く存在するのである。特に、かつて市場経済や民主主義的政治体制が存在した中欧諸国よりも、中央アジアなどの分析では開発経済学の手法が有効といわれてきており、今後、当該地域への開発経済学の分析が有効であろうと思われる。

加えて元々はタイの地域研究を出版津店とした開発経済の泰斗である末廣昭は、2000年に、東南アジアの経済発展、いわゆる先進国へのキャッチアップのためにどのような条件が必要かという重要な問題提起を『キャッチアップ型工業化論』にまとめた。ここで開発経済学の論理で欧州新興市場国の現状を検討してみたい。いわゆる経済発展モデルは輸入代替工業化戦略が労働集約型産業→資本集約型産業→技術集約型産業へ進化するプロセスが議論されるが、輸入新興の場合、政府が輸出に有利な為替レートの維持、輸出産業が使用する原材料・機械設備の輸入税の減免や払い戻し制度、輸出産業への税制上の恩典、低金利の融資、電力や水道料金の優遇措置、輸出工業団地（輸出加工区）の造成などがあげられる。輸出主導型工業化の中でも末廣は金融抑圧や価格体系のゆがみを伴う場合の輸出振興工業化と、海外市場情報収集、官民での情報共有、質の高い労働力の育成、効率的な行政機構の整備などの輸出指向工業化を区別している。

そしてアジア諸国の産業政策を①税制上の恩典や輸入税払い戻し制度、融資優遇措置を通じて輸出振興を図る政策、②産業構造の高度化のために産業を特定して保護・育成する政

策, ③輸出競争力強化のためにサポーター産業(金型や機械産業)の育成を図る政策, ④技術開発や生産性向上を支援する政策や機構の整備, ⑤中小企業や地場産業の保護・育成を図る政策の5つにまとめられ, 特に⑤の中小企業支援政策は外国人企業に競合しえる現地企業の育成が目的である[末廣(2000) p. 136]。

いずれにしてもアジア諸国の産業政策は自国の産業育成が念頭にあるのが一般的である。そのため自国の新しい産業や企業群が成長するためのスタートアップに関する金融支援や税制補助などの諸政策は世界共通に必要な不可欠の産業政策といえる。これまで論じてきたように, 短期間でのキャッチアップを共通目標とする中東欧諸国では, 自国産業の育成も取り組んでいるものの, 必然的にドイツなどの先進国の多国籍企業誘致による経済成長を最優先の課題と見据えているのは当然ともいえる。ここがアジア諸国のキャッチアップ戦略との違いといえる。

ところで末廣は多国籍企業がアジア諸国に進出している状況を, ハイマー理論を援用して「次々と後発国が追いついている(キャッチアップしている)ように見えるのは, 実は多国籍企業の分社化・国際化の結果にすぎず, 後発国自体は, 高度な意思決定を持つことができない『子会社化工場』的地位にとどまるという議論に行き着く[末廣(2000) p. 188]と喝破している。そして「こうした議論は外国人企業や多国籍企業の占める比重が大きい東南アジア諸国の場合にはとりわけあてはまるといえよう」と指摘している。われわれはこの議論がそっくり20年後の中東欧諸国に「当てはまることを」強調したいし, 盛田はかねがね「外資依存のハンガリー経済をさして借物経済」と指摘している[盛田(2020) pp. 88-89]。

さらに末廣の議論だけでなく広く論じられているのが, キャッチアップ戦略で仮に経済発展を後発国が実現しても, 安価な労働力と低コストの資本の追加投入による経済成長路線は, 生産性を上回る賃金の上昇と投資効率の低下傾向によって, 新興国の経済成長は鈍化するとする「中所得国の罨」の問題に直面する問題である。一部の東南アジア諸国はこの問題に直面しこの罨を超えるためには, すなわち経済成長を維持するためには労働投入や資本投入あるいは両者の投入という伝統的な要素投入型成長が手っ取り早い政策であるが, これは前述の中所得国がぶつかる壁であるので, 労働・資本投入による技術革新や労働の質向上(教育など)による生産性の伸びが不可欠となる。

しかし先進国だけでなく中東欧諸国も高齢化, 生産人口減少によって労働投入に大きな期待を込めることができず, 資本投入についても当該地域の資本は決して枯渇しているとは言わないまでも期待できない。したがって当該地域において期待できるのは, 先進国とりわけドイツの資本誘致とドイツ企業のR&D機能の移転などによる技術移転と自国中小企業の育成による技術革新に期待するしかない。

5. 市場と国家: 終わりにかえて

以上, 検討してきた市場と国家あるいは市場と政府の問題は, 伝統的な経済思想史や開発経済学の系譜から検討してきたが, 我々の目の前に立ちはだかるのは, 専制的な政治体制を

堅持しながら経済発展を持続している巨大な中国の存在であろう。これまでは一時的な開発独裁は経済発展のある段階では存在しうるとの見解が多数であったが、中国は専制的な政治体制が一時的であるとは直感のレベルでも考えにくい。

まずは新制度学派の研究者の論理をまとめてみたい。ノーベル経済学賞に近いとされるアセモグルは新制度学派の流れの中で、制度には「包括的制度」と「収奪的制度」に分類でき、包括的制度が整備されている地域が発展（繁栄）するとする。そしてそれは各地域の政治・経済制度によると論じている。

「(発展した地域で採用されている) 包括的(inclusive)な経済制度は、大多数の人々が経済活動に参加でき、またそう促す制度である。こうした経済活動を通じて人々は才能や技術を最大限に活用し、個人は自ら望む選択をする。経済制度が包括的であるためには、安全な私有制度、公平な法体系、公共サービスの提供を特徴としなければならない。それによって人々が取引したり契約したりできる公平さが生まれ、そうした経済制度は、新しい企業の参入や、人々が自分のキャリアを選ぶことを可能としなければならない」「そうでないすなわち社会の特定の集団から収奪し別の集団に利益をもたらす制度を収奪的(extractive) 制度とよぼう」。そしてアセモグルは、仮に現在の中国のように収奪的な政治制度が経済発展を実現できたとしても、それは永続的なものではないと結論付けている[アセモグル (2013) 上巻 141-143 頁]⁴。しかしながらアセモグルは、最新刊『自由の

⁴ アセモグルの論理は、中国を念頭に置くと説得力に欠けるかもしれない。以下参照。

「ある国が貧しいか裕福か決めるのに重要な役割を果たすのは経済制度であり、国がどんな経済制度を持つかを決めるのは政治と政治制度である」上巻 92-93 ページ

「(発展した地域で採用されている) 包括的(inclusive)な経済制度は、大多数の人々が経済活動に参加でき、またそう促す制度である。こうした経済活動を通じて人々は才能や技術を最大限に活用し、個人は自ら望む選択をする。経済制度が包括的であるためには、安全な私有制度、公平な法体系、公共サービスの提供を特徴としなければならない。それによって人々が取引したり契約したりできる公平さが生まれ、そうした経済制度は、新しい企業の参入や、人々が自分のキャリアを選ぶことを可能としなければならない」上巻 141 ページ

「安全な財産権、法律、公共サービス、契約と取引の自由などすべて、国家に支えられている。この場合の国家とは、秩序を維持し窃盗や詐欺を防ぎ、民間の事業者間の契約を履行させる機関である。社会がうまく機能するためにはそのほかの公共サービスも必要となる。物品を運ぶための道路と輸送ネットワーク、経済活動を活性化させるための公共インフラ、窃盗や不正行為を防ぐための何らかの基本的法規などだ。・・・これらの調整が必要で中央権力が担う場合が多い。したがって国家は、法と秩序、私有財産、契約を強制する主体としてまた公共サービスの主要提供者としていやおうなく経済制度と結びつく。包括的な経済制度は国家を必要とし、国家を活用する」上巻 142-143 ページ

「他方、そうでないすなわち社会の特定の集団から収奪し別の集団に利益をもたらす制度

命運』(2020)でも自由が社会に重要であるとの考え方に立ち、「社会は国家を制御して人々の自由を保護し促進するようにさせなくてはならない」「強い国家を制御し、それに足枷をはめるには、結集した強い社会が必要だ」「専制国家がもたらす恐怖と抑圧と、国家の不在がもたらす暴力や無秩序の間に挟まれているのが、自由への狭い回廊である。国家と社会がお互いに均衡するのは、この狭い回廊の内部である」[アセモグル(2020)上巻28-29頁]と、おそらく中国を念頭に置いた自説を展開する。

ところが一方、この30年、中国では共産党政権を維持しながら国家主導の経済改革を推進し、飛躍的な経済成長を実現した。イアン・ブレマーはこうした体制を国家資本主義と名づけ[ブレマー(2011)], 国家権力を維持したプーチン・ロシアの政権運営とともに、新興国とくに中東欧と異なる経済発展が存在することを論じた⁵。

そして中国経済研究の泰斗である中兼は以下のように問題提起を行った[中兼(2014)]。

- (1) 経済発展が進めば次第に民主化していくはずなのになぜ独裁体制が続くのだろうか
- (2) 法治の伝統がなく制度化を十分に伴わない中国で、なぜ長期にわたって市場化による経済成長が実現できたのだろうか
- (3) 腐敗・汚職が深刻化しているのに高度成長が成し遂げられるのだろうか

このようなブレマーや中兼の指摘は、中東欧などを研究対象とする体制転換研究者にとっては、中国の台頭は体制転換研究そのものを振り返る大きな契機となったといえよう。その基底には共通認識として

- (1) 正統派経済学・政治学では説明できない現象(国家制度)がなぜ長期にわたって存在するのか
- (2) なぜ市場メカニズム、民主主義を基本とする先進西欧型市場経済体制でない国家制度が経済成長を実現できるのか

を収奪的(extractive)制度とよぼう」上巻142-143ページ

「安全な財産権、法律、公共サービス、契約と取引の自由などすべて、国家に支えられている。この場合の国家とは、秩序を維持し窃盗や詐欺を防ぎ、民間の事業者間の契約を履行させる機関である。社会がうまく機能するためにはそのほかの公共サービスも必要となる。物品を運ぶための道路と輸送ネットワーク、経済活動を活性化させるための公共インフラ、窃盗や不正行為を防ぐための何らかの基本的法規などだ。・・・これらの調整が必要で中央権力が担う場合が多い。したがって国家は、法と秩序、私有財産、契約を強制する主体としてまた公共サービスの主要提供者としていやおうなく経済制度と結びつく。包括的な経済制度は国家を必要とし、国家を活用する」上巻142-143ページ

⁵ ここでは紙幅の関係でロシアの動きに関しては本書を参考されたいが、ロシアの国家資本主義に関しては上垣彰の資料が参考となる[比較経済体制学会第54回全国大会資料(2014)]。

に集約できると思われる。

こうした点からこれまでの共通認識を見直し、経済発展と政府（国家）の役割について再検討する必要が出てきた。さらに前出のブレマーは、GAFAM（グーグル、アマゾン、フェイスブック（メタ）、アップル、マイクロソフト）などの超巨大 IT 企業ブレマーはテック企業とよぶが、GAFAM が国家とあるいは国家を凌駕する組織として台頭しているとして、これまでの国家（政府）と市場の 2 項対立から GAFAM を加えた構造を考える必要があると論じている。我々は中兼の問題提起だけでなく、ブレマーのいうテック企業の存在をも含めた経済システムの中にいることを認識する必要があるかもしれない。

[参考文献]

- アセモグル, ロビンソン(2013)『国家はなぜ衰退するか』早川書房。
- アセモグル, ロビンソン(2020)『自由の命運』早川書房。
- イアン・ブレマー (2011)『自由市場の終焉』日本経済新聞社。
- 池本修一 (1990)「模索のチェコスロヴァキア経済改革」『世界』1990 年 12 月
- 池本修一(2001)『体制移行プロセスとチェコ経済』
- 池本修一(2008)「チェコにおける企業改革と対外直接投資」, 池本修一・岩崎一郎・杉浦史和編著(2008)『グローバリゼーションと体制移行の経済学』
- 池本修一(2014)「チェコにおけるトヨタ系企業の投資行動とトヨタ生産方式に関する一考察」, 池本修一・田中宏編著(2014)『欧州新興市場国への日系企業の進出』
- 大野健一 (1996)『市場移行戦略』有斐閣
- 大野健一(1997)『東アジアの開発経済学』有斐閣
- オスルンド (家本, 吉井, 池本監訳) (2020)『国家はいかに建設されるのか』文眞堂。
- 白鳥正喜(1997)「開発における政府の役割」『開発援助研究』, Vol. 4, No. 1。
- 末廣昭 (2000)『キャッチアップ型工業化』名古屋大学出版会
- 末廣昭 (2014)『新興アジア経済論』岩波書店
- 世界銀行 (1997)『1996 年版世界開発報告：計画経済から市場経済へ』1997 年
- 内閣府 (2017)『世界の潮流』
- 中兼和津次 (2010)『体制移行の政治経済学』名古屋大学出版会。
- 中兼和津次 (2014)「あいまいな制度とは何か」『中国研究』第 11 巻第 1 号
- 盛田常夫 (2020)『体制転換の政治経済社会学』日本評論社。
- 速水祐次郎(1995)『開発経済学』創文社。
- 渡辺利夫(1995)『新世紀アジアの構想』ちくま新書
- J. Lipton, J. Sachs, ” (1990) Creating a Market Economy in Eastern-Europe: The Case of Poland” , *Paper for The Brooking Panel on Economic Activity*, April, 1990。

執筆者 池本 修一 日本大学 経済学部 教授
E-mail : ikemoto.shuichi@nihon-u.ac.jp

日本大学経済学部グローバル社会文化研究センター
ワーキング・ペーパー・シリーズ No.2020-01

2021年3月1日 発行

発行元 日本大学経済学部グローバル社会文化研究センター
〒101-8360 東京都千代田区神田三崎町1-3-2

TEL 03-3219-3309 / FAX 03-3219-3329

URL : <https://www.eco.nihon-u.ac.jp/research/cgs/>